

2015年4月1日マレーシアの 物品・サービス税(GST)導入

2015年4月1日から、マレーシアにおいて物品・サービス税(GST)が導入されます。GSTは、世界中の多くの国で採用されている付加価値税(VAT)と類似の概念に基づいた税となります。この変更は、消費税を一つの制度に統合するもので、マレーシアの抜本的な消費税改革となり、個人や事業者幅広く影響をもたらすと考えられます。本ニュースレターでは、同税制の概要を紹介します。

概要

A. 基本事項

税の名称: 物品・サービス税(GST)

施行日: 2015年4月1日

税率: 6%、0%、免税

B. 課税範囲

物品・サービス税(GST)は、登録したGSTの課税事業者がマレーシアで事業として物品・サービスを供給する場合、課税供給に該当するものに課税されます。また、マレーシアに輸入する場合にも課せられます。

GSTは輸出取引には課税されず(0%課税)、また、免税される一部の物品やサービスの供給にも課税されません。

C. 課税義務者

マレーシアにおける年度の課税売上高がRM500,000(RM1=約32円)以上の事業者の場合、課税事業者として登録が必要です。逆に課税事業者として登録していなければ仕入控除が受けられないため、年度の課税売上高がRM500,000未満の会社であっても、仕入控除の適用を受けるために、課税事業者としての登録を任意に行うことが可能です。



D. 税率

標準税率は6%となり、標準課税(6%)、0%課税、免税、課税対象外に区分されます。0%課税及び免税の対象となる物品・サービスに対してGSTは課されませんが、0%課税対象の物品・サービスの場合は、関連する仕入にかかるGSTを控除できる一方、免税対象の物品・サービスに関連する仕入にかかるGSTは控除できません。

GST免税及び0%課税と決定された物品・サービスは以下の通りとなります。

0%課税	
指定した物品・サービス	<p>0%課税供給は、以下の小分類の中の指定した物品とサービスを含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 食品類(各種の食肉、果物、米及び麺類、ハーブ、ソース及び調味料等) ▶ 薬品や医療用ガス ▶ 港湾荷役サービス ▶ 金融サービス(シャリーア遵守取引を含む) ▶ 保険及び再保険 ▶ 通信サービス ▶ 海外送金受取 ▶ 国際送金のグローバルハブサービス ▶ オンライン新聞 ▶ 印刷した本・冊子・ビラ ▶ 新聞、雑誌、定期刊行物

GST免税	
金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 当座預金、貯蓄預金口座又は投資口座 ▶ 融資、先払・立替払又は同様の行為 ▶ 分割払い購入、条件付き売買、信用売買やリース契約 ▶ 外国為替や関連デリバティブの所有権譲渡 ▶ 債権、社債、証券 ▶ 証券や証券のデリバティブ ▶ 債務証券 ▶ 持分証券 ▶ 商品の先物契約やデリバティブの所有権譲渡 ▶ 生命保険や生命保険の再保険
教育	<p>民間のチャイルドケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育園・幼稚園、小学校及び中学・高校教育 ▶ 大学教育 ▶ 給食・売店従業員 ▶ 学科教材 ▶ 遠足やフィールドトリップ ▶ 食べ物の提供 ▶ 宿泊(清掃、メンテナンス、電気、ガス、空調を含む) ▶ 搬送サービス ▶ 事務サービス ▶ 試験サービス
ヘルスケア	<p>民間のヘルスケアサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療、歯科治療、介護、助産婦、アライド・ヘルス、薬品及び救急車 ▶ 関連宿泊施設 ▶ 検査、診断や治療 ▶ 健康予防増進のためのサービス ▶ ヘルスケア準療法士によるサービス ▶ 各種の医学用機械・機器・装置又はその他の医療技術を用いて人体の異常な状態を治療や緩和するためのサービス ▶ 食品サービス ▶ 霊安室
交通	<p>乗客の搬送</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 商用車両認可局の認可自動車 ▶ (貸切を除く)バス ▶ ハイヤーを除くタクシー ▶ 鉄道 ▶ 乗客用ライセンスの船舶
葬儀	<p>以下に関連する葬儀サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 追悼儀式、遺品の処理や記念式 ▶ 納骨堂や墓地の予約等の葬儀の準備
その他	<p>有料高速道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 住居用の土地や建物 ▶ 農地や一般利用目的の土地 ▶ チャイルドケア

出典: 連邦政府官報、物品・サービス税(0%供給)通達2014、物品・サービス税(免税供給)通達2014、司法長官室2014年10月13日

日系企業の対応状況について

在マレーシア日系企業は、4月1日の導入を見据えて粛々と対応しています。

年間課税売上高がRM5M以上の課税事業者は、毎月のGST申告が求められていますので、最初の申告が5月末になります。毎月の申告作業が、ルーチンとして標準化できるようなシステム上及び組織上の手当てがなされているのか、導入前の最終確認の段階にあります。

また、インボイス方式になりますので、4月1日以降は仕入業者から適切なタックスインボイスを入手することも重要となります。

GST導入前に、各社実務面でのいろいろな疑問点が出ており、マレーシアGSTの所轄官庁であるカスタムに直接問い合わせをされても回答が無いケースもあり、GST施行後の運用について解消すべき課題も残っている状況です。

このように、4月1日導入後に実務運用上の課題が生じることが想定される中、EYでは実務レベルの解釈や手続きをいち早く確認し、クライアントの皆様のオペレーションに支障が生じない様にサポートを致しますので、マレーシアGSTについてお困りの点がございましたら、お問い合わせください。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150330

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp